

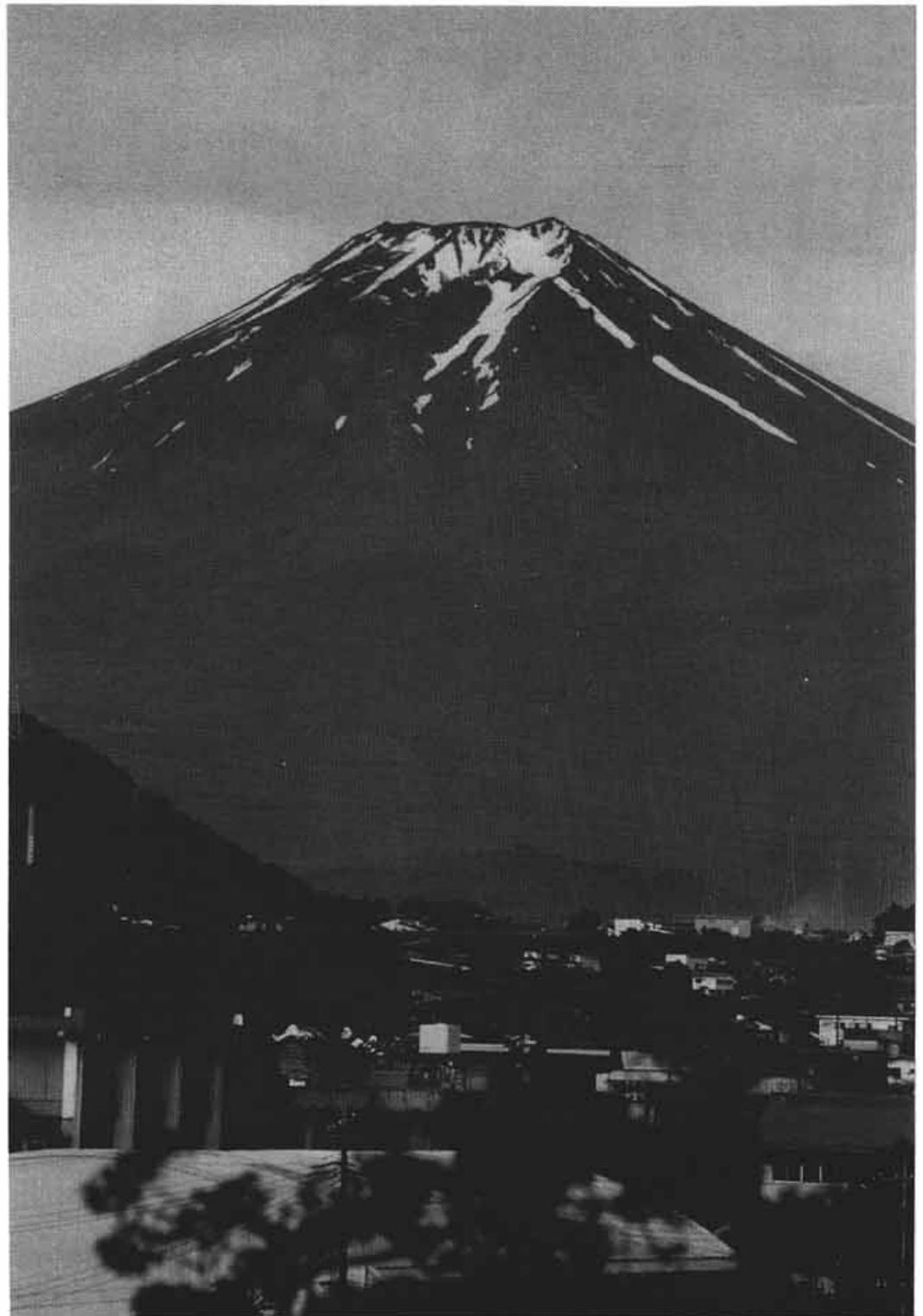


# 西桂町 議会だより

創刊号

ウォッチ ザ GI-KA-I

まちづくりは議会から



☆6月定例会報告

町誌編さん委員会条例制定

☆一般質問

家庭の浄化槽しつかり管理されていますか

☆全員協議会レポート

下暮地の山林払い下げ申請

郷社から富士を望む

# 議会だより発行!

## 毎定例会後の 年四回

「議会だより」は、町民の生活に身近な情報を提供し、町政の発展に貢献することを目的として発行いたします。



西桂町議会議長 小山忠男

この度議員各位の深いご理解とご協力により、議会だよりが発刊できましたことには、誠に喜ばしく、関係各位に感謝を申し上げます。次第でございます。

「議会だより」発行をお祝いして



西桂町長 榎田 康

この度西桂町議会が議会活動の一環として議会広報を発刊されることになりましたことにより、心よりお喜び申し上げます。

本年は、地方自治法が施行されてから四十五年になります。地方自治が我が国の民主発展の基礎をなすものとして、その重

山林で占め、国際観光地富士山に近く、国指定のコンベンションシティー富士吉田に隣接し、三ツ峠の景観、桂川の清流、伝統産業の織物を有し、正に自然との調和のとれた町であります。議会の活動の内容を明らかにすることにより、この西桂町の活性化と今後の発展の原動力となることを願ひ、町民各位と共に高齢化、情報化、国際化して

ゆく二十一世紀に向かって大きな夢を広げたいと思うものであります。

教育文化の向上、福祉の充実、産業の振興、交通事情等々、町全体の課題をみんな考え、英知を結集して豊かで住み良い西桂町をつくりたいものです。

この議会だよりを通じ町民との意思疎通を図り、建設的御意見等戴きながら活発な議会活動が展開されるよう努力する所存でございます。

よろしく御指導御協力をお願い申し上げます。発行の旨を申し上げます。

お互いその機能を円滑に作用することにより、町政が飛躍的に発展すると思われまます。

「広報にしから」と共に議会から見た西桂をより充実した広報として大きく発展することを心からお祈り申し上げます、この編集発行に携われた各位に敬意と感謝を申し上げます。

ら敬意を表するものです。今回、議会が議会の仕組から議会活動等を議会広報を通じて町の皆様にお伝えすることは、議会と住民の意思疎通を図る上からも誠に時宜を得たものと喜びに堪えません。議会と町執行部は、車に例えれば両輪であります。議会活動と町行政がしっかりと連携し、

「議会だより」発行をお祝いして



編集委員長 新田 恵男

議会だよりは町民と議会を結び掛橋として、これから年四回毎定例会後に発行をいたします。

### 編集委員は5名です



牛田 茂



新田 欣兵



渡辺 稔



高尾 嘉一

情報誌であるからには、情報内容と提供日時にあまり時間のずれがあつてはその価値を失うことは十分認識をしておりますが、定例会後可能な限り早目に発行すべく努力をしております。お願い申し上げます。

編集委員一同、皆様に親しまれる議会だよりとなるよう心がけますので御指導の程をお願い申し上げます。

# 6月定例議会

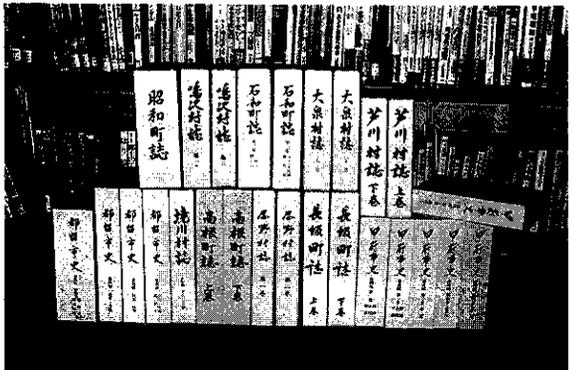
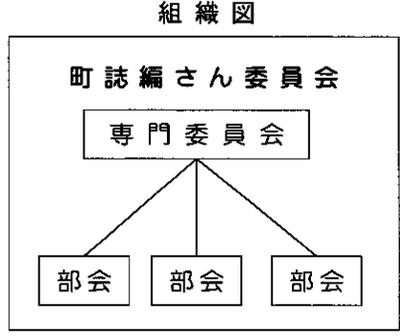
## こんなことが決まりました

六月定例議会は六月二十一日より二十五日までの四日間の会期で行われました。  
町長より提出された条例制定案件と補正予算案の二件は、議員提出の意見書とともに原案可決されました。  
また、農業委員の議会推薦者の決定と一名による一般質問が行われ閉会となりました。

**西桂町町誌編さん委員会設置条例の制定について**  
提案理由  
町誌を編さんするため町誌編さん委員会を設置し、必要な事項を定める必要がある。  
説明  
町誌編さん委員会のしごとは、町長の諮問に応じ、調査審議し、結果を町長に答申するものです。委員は、十五名以内で次の者の中から町長が委嘱することになります。  
・町誌編さん委員  
・学識経験者  
・町職員  
また、町長が委嘱した専門的知識を有する者で専門委員会を組織し、必要に応じて部会を置くことができます。

**町誌編さん委員会条例**  
**一般会計補正予算第一号**  
**農業委員推薦**  
**保育所国庫負担金に関する意見書**

**四件が可決**



他市町村誌（西桂町YLO会館蔵書）

**補正予算**  
一般会計第一号  
補正額 二、五七九千円追加  
総額 一、五五二、八一〇千円  
内容 歳入は、普通交付税を増額し、歳出の財源としました。歳出は、消防費の追加で、詳しい内容は、次のとおりです。  
町消防団ポンプ車操法大会出場  
富士五湖広域地域の代表とし

### 人事



郷田 都男氏  
議会推薦者

**農業委員の推薦**  
説明  
農業委員は、法律により次の構成になっています。  
選挙された委員 十人  
農業共済組合推薦者 一人  
議会推薦者 五人以内  
この規定に従って議会は、一名を推薦しました。

て県大会へ出場することによる経費の追加です。  
十月十七日が県大会ですが、そのための訓練は三十日から四十日も費やされるものであります。  
新規追加 一、六四六千円  
防災危険区域図が配付されます。県の消防防災課で県下全般の防災危険区域図を作成しました。西桂町の区域のみを印刷し全戸配付しますが、印刷経費は、各市町村負担です。  
新規追加 九三三千元

# 保育所財源に関する意見書が可決

保育所運営の財源のひとつに児童措置費国庫負担金があります。今回の意見書は、この国庫負担金見直し論に意見を述べるものです。

社会常任委員会で意見書を取りまとめ、定例会最終日に議案として提出された結果、左記の意見書が原案可決されました。



西桂町立保育所園児

## 公立保育所にかかる国庫負担制度の堅持に関する意見書

今日、女性の社会進出とともに、保育所の役割はますます大きくなっており、保育環境の整備・充実は重要な課題となっている。

ところが、国は、平成5年度予算編成の中で、国費抑制策の一環として、公立保育所の措置費として国が負担している保母などの人件費補助を廃止し、地方負担に切り替える方針を一たんは打ち出したと伝えられている。

しかしながら、この措置は、もともと国の負担率10分の8であったものを、平成元年度に負担率を2分の1として恒久化されたものであり、単に国の財源不足を穴埋めするために国費を地方へ負担転嫁することは、保育に関する国の責任を回避するものであって、保育行政はもとより地方財政に多大な影響を与えるものである。

よって、政府におかれては、将来にわたって公立保育所にかかる国庫負担制度を堅持し、もって現行保育制度の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年6月25日

山梨県南都留郡西桂町議会  
議長 小山 忠 男

内閣総理大臣 殿  
大蔵大臣 殿  
厚生大臣 殿  
自治大臣 殿

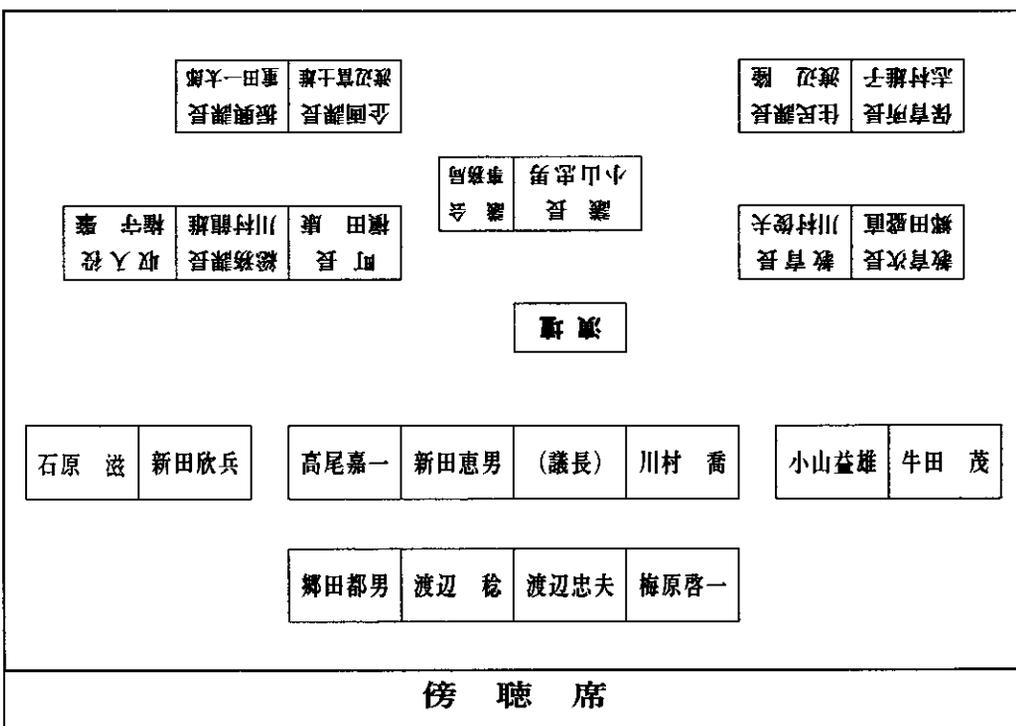
### メモ1

意見書ってなに？

議会は町の公益に関する事  
件につき意見書を関係行政  
へ提出することができる。地  
方自治法に規定されています。  
町の公益であるかどうかは、  
事件の内容よって町がおかれ  
ている環境と住民意思などを  
総合して判断します。



役場の三階には、議案などを審議するための議場があります。「役場の二階までは知ってるけど、三階は見たこともない」という人もかなりいるのではないのでしょうか。  
場所だけでなく議会というものを知らるためにも一度傍聴してみませんか。詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。





渡辺忠夫議員

# いっばん質問

## 町政を問う

六月定例議会において渡辺忠夫議員による一般質問が行われました。

### 浄化槽の設置状況及び管理について

平成5年4月5日の山梨日日新聞に「浄化槽の管理御粗末」という見出しで浄化槽から汚水が流れ出しているという内容の記事が出ていた。

わたしも当町においてそのような実態の話しを聞いたことがある。保守点検清掃を行わない家庭があると汚水が用水路へ流れ川が汚れてしまう。そこで……

**問** 浄化槽の設置状況はどうなっているのか。

**答** 住民課長

住民基本台帳上の世帯数一、三二五戸、法人の戸数が一一一戸の合計戸数一、四二六戸で、設置合計数が七五六戸であるので約五三％の設置状況である。  
**問** 各家庭の浄化槽の管理について町はどのような対応をして

いるのか。

**答** 住民課長

浄化槽法第十条により浄化槽の管理者は、使用者である住民の方々であるので住民の方々それぞれに管理していただくことになる。

近日中にアンケート方式により住民の意識と理解を得るようにする。

### 小学校プールの有効利用について

小学校プールは上屋付きであるので有効に利用してもらいたい。そこで……

**問** 小学校プールの室内温度を上げる方法を検討しないのか。

**答** 教育長



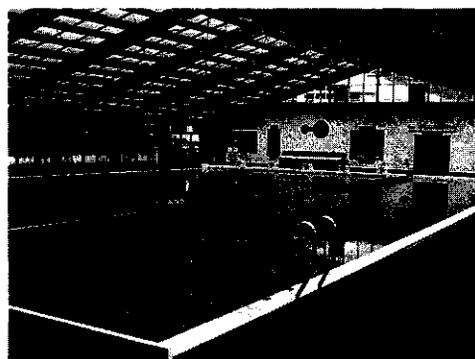
水温二十三度、室温二十七度以上であれば水泳授業を行うことになっている。

プールの開設期間は6月の下旬から9月の下旬であるが、昨年の実績で室内温度が二十七度に達せず授業が中止になったのは3日ほどあったが水泳に充てられる十四、五時間の授業は十分余裕をもって消化できるので、現在は、暖房等の設備をしなくてもプールの運営には支障がないと判断している。

## メモ 2

### 一般質問とは

議員が町の行政全般にわたり執行の状況や将来に対する方針等について質問することです。定例会(年4回)ごとに認められるもので行政監視の役割を果たします。一般質問は、議員自らの政策を主張する機会ですが、これによって執行権限が与えられるものではありません。



西桂小学校上屋付きプール (手前水深0.7m 後方水深1.2m)

### 中学校プール建設について

現在、西桂中学校には生徒が百五十人から六十人いるが、このような生徒数の学校でプールがないという学校は、数えるしかないという学校は、そこ……

**問** 中学校にプールを造らなかつた理由は。

**答** 町長

場所がなかったこともあるが必要度が少ないというのが理由であり、小学校プールを併用している現在は、場所が若干遠い以外は支障がない。

**問** 中学校にプールを造る考えはないか。

**答** 町長

十二月定例で中学校及び一般町民供用プールの質問があった。その際は、設置場所や土地の確保などで努力すると教育長が答弁させてもらった。

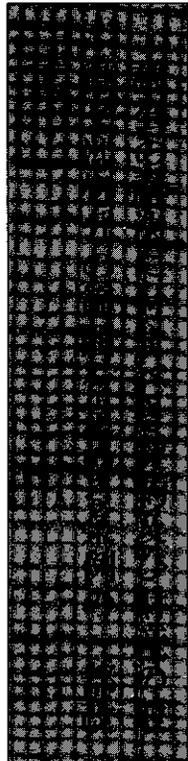
長期総合計画の中でもそのような考えをもっているが、来年どうかというような近いなかでは造る考えはない。

中学校体育も大事であるのでその点を考えながら議会の皆さんと相談しながら、考えを前向きにして対応していきたい。

# 5月臨時議会

町から提出された条例3議案を原案可決 5月7日開会  
議会内の人事異動行われる

## 条例改正



### 提案理由

地方自治法施行令の一部改正に伴うものである。

### 説明

この条例は、町が行う財産の取得処分、及び各種の契約締結において、一定の金額などを超えるものについて、議会の承認が必要であると規定してある条



### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い町の税条例を改正する必要があるためです。なお、この改正案は専決処分を行いました。

### 説明

町民税の税額は、均等割と所得割の二種類から構成されています。今回の改正の主なもの、均等割の非課税範囲を広げたものです。

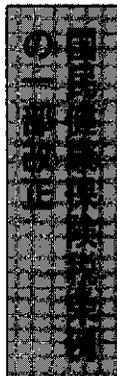
### 均等割非課税範囲

従前 所得六万四千元以下  
改正 所得十万四千元以下

### 例です。

今回の条例改正は、契約金額を従来の三千万円から五千万円に改めるものです。

この結果、町は五千万円以上の契約を結ぶときには、事前に議会の承認を求めるという内容に改正されました。



### 提案理由

町税条例の改正同様、地方税法の改正に伴うものであり、同じく専決処分を行いました。

### 説明

国民健康保険税の課税限度額が四十六万円から五十万円に引き上げられるものです。

国保税は、四項目から算出された金額を合算して税額を決定していますが五年度からその税額は五十万円を限度とします。

また、四割軽減世帯の基準所得金額を二十二万五千円から二十三万円に改正しました。

## 議会内人事構成の紹介

議長 小山忠男  
副議長 川村 喬

※議員は、必ずひとつの常任委員会に所属することとなります。

### 総務商工常任委員会

◎梅原啓一 郷田都男  
◎牛田 茂 新田欣兵

### 社会常任委員会

◎渡辺忠夫 小山忠男  
◎川村 喬

### 建設常任委員会

◎渡辺 稔 石原 滋  
◎高尾嘉一 新田恵男  
小山益雄

### 議会運営委員会

◎石原 滋 高尾嘉一  
◎郷田都男 梅原啓一  
牛田 茂

○印 委員長 ○印 副委員長

### ※他団体への人事

#### 消防委員

渡辺 稔 牛田 茂

#### 監査委員

新田恵男

富士五湖広域行政事務組合

#### 議員

石原 滋 新田欣兵

### メモ3

## 専決処分

専決処分という言葉は聞いたことのある方は大変少ないのではないのでしょうか。

地方自治法の中に規定されていて内容は次のとおりです。

### 第七十九条(要約)

町長は、議会を招集する暇がないときは、議会の議決を求める案件を処分することができる。ただし、処分した事項を次の議会に報告し承認を求めなければならない。

具体例を示すと、国会で町税に関する地方税法が改正されたときは、町の税条例も改正しなくてはなりません。四月一日から適用される地方税法改正案が国会で三月末頃に可決されると、町においては税条例の改正案を適用期日の関係から議会に提出している時間がありません。このような場合、専決処分を行うといった具合です。町長は専決処分を行うと、次に開かれる議会にその承認を求めなくてはなりません。

さしずめ専決処分は、議会にとって事後承諾とでもいえるのでしょうか。

# レポート

## 全員協議会 6月22日

有効利用を考えていることが以前議会側に説明がありました。六月二十二日の全員協議会の席上、その後の経過報告を町から求めました。

町説明

### 下暮地の山林を払い下げ

**経過説明**  
町では下暮地の山林約六千七百坪の土地を過去に取得しています。

この町の山林の地続きであるところに国有地の山林、約五千七百坪がありますが、今回この国有地の払い下げをうけ合計約一万二千四百坪の町有地として

下暮地の国有地である山林の払い下げをうけるには、取得目的のための事業実施計画書を国に提出しなければ払い下げに際しては、三箇年で六千三百七十万円かけて山林公園を建設するという具体的事業を示して申

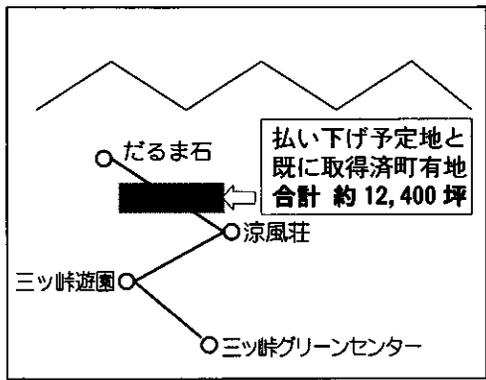
請し、平成五年度内に払い下げをうけたい。事業実施については、国あるいは県の補助事業で取り組みたい。

公園建設事業の補助率はどのくらいのものになるのか。  
答 三分の二の補助事業を検討中である。

多くの補助金をうけられるようであれば大きいプランもあるので更に検討する。

払い下げ申請はすでに提出したか。

事前協議は出来ているが七月に入ったら正式な申請を行う。当初予算に用地取得費約千



七百万円が計上されているが、具体的に取得できる時期は。

来年の三月には払い下げがうけられるようお願いしているところである。

## どうなってるのかゴルフ場

**経過説明**

ゴルフ場を開発する手順は、まず開発申請者が「協議申出計画資料」を町に提出することから始まります。

現在、下暮地にゴルフ場開発を進めようとする業者が存在し、町に「協議申出計画資料」を提出する意向があることから、現在の状況について全員協議会で議題となりました。

**町説明**

ゴルフ場開発業者が三月来庁の際は、五月中にオーナーを見つけて申請ができる状況をつくるということだったが六月四日

来庁の際は、厳しい経済環境なのでオーナーが見つかるまで待つてほしいという話であった。

オーナーが見つかるまでということだがいつまで待つつもりか。その時、期限は設定しな

かったのか。

期限は設定しなかった。景気が回復したらオーナーを見つけて事前協議準備書を提出するということが、いつまでに提出できるか期限を設定したらどうか。

経済環境による事情であるが再度業者をよんで指導していきたい。県等の関係者の意見を参考に期限が設定できるかどうか検討しようと思う。



### 町議全員が義援金 北海道南西沖地震被災者へ

去る7月16日、北海道南西沖地震の被災者へ議員一人あたり1万円、合計12万円を山梨日日新聞文化事業団を通じて贈りました。

### 建設常任委員会

入札を予定している振興課の都町線側溝改修工事一件について四月五日に事前の現場説明をうけました。  
五月二十四日に同じく八件の現場説明をうけました。

### 社会常任委員会

駅裏支線舗装工事に伴い同線の水道管の布設替工事を行うべく住民課より六月七日に現場説明をうけました。

議会の動き

四月 五月

一日	消防団幹部引継式 小学校入学式	七日	五月臨時議会
四日	川浚い	九日	五・九祭
五日	現説・建設 保育所入所式	十一日	青色申告会総会
六日	郡議長会	十二日	那体育祭兼ふるさと 夏祭実行委員会
	アーク太鼓保存会総 会	十三日	正副議長就任挨拶回 り
十日	議員県外研修	十四日	議会広報編集委員研 修
十一日	" "	十六日	三ツ峠歩け歩け運動
十二日	" "	十七日	正副議長研修
十四日	月例監査	十八日	都留地区農業改良協 議会総会
十六日	小学校PTA総会		商工会総会
	婦人会総会		郡議長会研修
十七日	ポランティア桜祭り	十九日	" "
十九日	小学校落成式	二十日	" "
	郡議長会	二十一日	" "
二十日	郡内地場産業センター 竣工式	二十四日	商工会婦人部総会
二十二日	中学校PTA総会	二十五日	建設委員現場説明
二十三日	議会運営委員会	二十六日	商工会工業部会総会
二十七日	県議長会定期総会	二十七日	月例監査
	歩け歩け打ち合せ会	二十八日	商工会青年部会総会
	消防団長就任披露	二十九日	西桂織物工業協同組 合総会
二十八日	市町村議会議長会議	三十日	町民球技大会
三十日	議会運営委員会	三十一日	景観ガイドプラン策 定委員会

六月

三日	町民ゴルフ大会
七日	社会委員現場説明
十日	郡社会福祉協議会
十一日	議会広報編集委員会
十四日	健康づくり推進協 献血推進協
十五日	国保運営協議会
十八日	議会運営委員会
十九日	リニア建設促進期成 同盟会総会
二十二日	教育懇談会
二十三日	六月定例第一日目
二十五日	山梨県環境首都宣言 式
三十一日	六月定例最終日

題字は 野村静谷氏著



・略歴・  
野村静谷(のむらせしやく)

昭和五年富士吉田市に生まれる。昭和二十三年より山下涯石、没後、北村九草に漢字を師事。篆刻・刻字を内藤香石、かなを萱沼貞石に師事す。その後、富士書道連盟・扶蓉印会等の設立に参加。現在漢詩を渡辺寒鷗に師事す。

書壇院展特選五回  
富士書道展文部大臣賞  
山梨県芸術祭原議会議長賞  
毎日書道展毎日賞・準大賞ほか月刊誌「書真」に「こどものための文字の話」を連載。  
富士吉田市文化功労者受章。  
富士書道連盟副会長  
書真会常任理事・審査員  
毎日書道展審査員  
日本書道連盟評議員  
日本刻字協会副理事長  
日本刻字展審査員  
書道研究泰山社主宰ほか

編集メモ

議会の役割とは、いったいなんでしょう。

町は、行政の執行機関であり、議会は意思決定機関です。簡単に言うと、町は事業を計画して行うことが努めであり、議会はそれを行うことに対してよい・だめの意思を表す機関です。

現在の議員定数は12名ですがこの12名でよい・だめのどちらかひとつの意思をもつことにならるわけです。

町の行過ぎをおさえ、足らざるを補うのが議会の役割だと言えるでしょう。

ところで、議会だよりはいかがだったでしょうか。創刊号というところで慎重な会議を重ね奮闘の連続でしたが、ようやく発行することができました。

議会の活動状況を報告することにより、町と議会の「行過ぎ・不足」を皆さんの目で補っていただきたいと思います。

ご意見ご感想がございましたら葉書か書簡にてお寄せください。多くの方々に親しまれる議会だよりの発行に編集委員一同これからも頑張りますのでよろしくお願いたします。

創刊号  
平成五年八月十八日発行  
発行人 西桂町議会議長 小山忠男  
編集 議会広報編集委員会  
住所 千四〇三 山梨県南都留郡西桂町小沼一五〇一  
TEL 〇五五五―二五―二二二